

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	放射線管理区域（サービス建屋1階）に協力企業社員が携帯電話を誤って持ち込み、電子式線量計（警報付ポケット線量計）に計数異常を起こし、警報を鳴動させたため、対応検討	C	
2	3号機	消火系系統圧力調整用消火ポンプのバランス管にピンホールが認められたため、当該バランス管を点検・修理	D	
3	3号機	原子炉建屋換気空調系給気処理装置の下部と床面の間に結露水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	275kV超高压開閉所の西側壁面天井付近より雨水の適下（1滴/15秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	原子炉建屋スチームドレンサンプポンプ（B）の出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	4号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ（A、B）に動作不良（自動停止しなかった）が認められたため、当該ポンプの制御回路を点検・修理	D	
7	5号機	所内ボイラ設備給水ポンプ（B）のグランド部より水が飛散しているため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	中央操作室換気空調系給気ファン（C）のベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
9	5号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナの均圧弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	6号機	タービン建屋換気空調系主油タンク室内送風機用フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
11	6号機	原子炉格納容器への窒素ガス封入実施後、原子炉格納容器内酸素濃度測定値に上昇傾向が認められたため、対応検討	C	
12	6号機	気体廃棄物処理系排ガス循環水タンクの純水入口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
13	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送配管用トレンチ内に漏えいの可能性を示す警報が発生したため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
14	6号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 9）復水出口弁の遠方制御盤の開閉表示不良が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	集中環境施設	プロセス主建屋（3階）の廃棄物処理エリア（非管理区域）外気処理装置内に、雨水浸入による水溜まりが認められたため、当該装置内を清掃	D	
16	集中環境施設	プロセス主建屋（3階）の廃棄物処理エリア（非管理区域）外気処理装置の出口風量検出用配管のサポート部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	集中環境施設	高温焼却炉設備廃棄物移送箱転倒機の蛇腹ロープ吊り用フック（1つ）に破損が認められたため、当該フックを交換	D	
18	その他	管理型処分場水処理設備の中和用苛性ソーダ注入ポンプの出口ホース（内径4mm）が外れ、堰内に苛性ソーダ液が漏えい（約300CC）したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで